

# 運 営 規 程

指定障害福祉サービス  
居宅介護・重度訪問介護・行動援護

平成29年11月

社会福祉法人 P.P.P.

P.P.P.エスコート!

指定 第 3310200435 号

指定障害福祉サービス 居宅介護・重度訪問介護・行動援護

## P.P.P.エスコート! 運営規程

### (事業の目的)

第 1 条 社会福祉法人 P.P.P. (以下「事業者」という。) が設置する P.P.P.エスコート! (以下「事業所」という。) において実施する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (以下「法」という。) に基づく指定障害福祉サービスの居宅介護 (以下「指定居宅介護」という。) 及び重度訪問介護 (以下「指定重度訪問介護」という。) 及び行動援護 (以下「指定行動援護」という。) の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定居宅介護及び指定重度訪問介護及び指定行動援護 (以下「指定居宅介護等」という。) の円滑な運営管理を図るとともに、利用者、障害児及び障害児の保護者 (以下「利用者等」という。) の意思及び人格を尊重して、常に利用者等立場に立った適切な指定居宅介護の提供を確保することを目的とします。

### (運営の方針)

- 第 2 条 事業所は、指定居宅介護の事業を、利用者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとする。
- 2 事業所は、指定重度訪問介護の事業を、重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障害者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護、生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとする。
- 3 事業所は、指定行動援護の事業を、利用者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、当該利用者等が行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該利用者等が行動する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うものとする。
- 4 利用者等の意思及び人格を尊重して、常に利用者等の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 5 地域や家庭との結びつきを重視し、市町村、他の障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス等との連携に努めるものとする。
- 6 法及び倉敷市障害福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (平成 24 年倉敷市条例第 54 号) 及び関係規則に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

### (事業所の名称と所在地)

第 3 条 事業を行なう事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 P.P.P.エスコート!
- (2) 所在地 岡山県倉敷市水島相生町 16 番 6 号

### (職員の職種、員数及び職務の内容)

第 4 条 事業所における職員の職種と職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 名 (常勤職員)  
管理者は、職員及び業務の管理を一元的に行なうとともに、法令等において規定されている指定居宅介護等の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- (2) サービス提供責任者 1 名以上 (常勤職員)  
サービス提供責任者は、利用者等の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等、提供するサービスが指定居宅介護にあつては「居宅介護計画」、指定重度訪問介

護にあつては「重度訪問介護計画」、指定行動援護にあつては「行動援護計画」（以下、「居宅介護計画等」という。）を作成し、利用者等及びその家族にその内容を説明するほか、事業所に対する指定居宅介護等の利用の申し込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービス内容の管理等を行う。

(3) 従業者 12名以上（常勤職員 2名以上、非常勤職員 10名以上）

従業者は、居宅介護計画等に基づき指定居宅介護等のサービスの提供を行う。

ただし、非常勤職員は業務の状況により、増員することができるものとする。

（営業日及び時間）

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 年中無休とする。

ただし、都合により休業することができるものとする。

(2) 営業時間 午前9時から午後6時までとする。

(3) サービス提供日 年中無休とする。

ただし、都合により休業することができるものとする。

(4) サービス提供時間 午前6時から午前零時までとする。

（指定居宅介護等を提供する主たる対象者）

第 6 条 指定居宅介護等を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

(1) 身体障害者

(2) 知的障害者

(3) 障害児（18歳未満の身体障害者及び知的障害者）

(4) 精神障害者

(5) 難病等対象者

（指定居宅介護等の内容）

第 7 条 事業所で行う指定居宅介護等の内容は、次のとおりとする。

(1) 居宅介護計画等の作成

(2) 身体介護

ア 食事の介護

イ 排せつの介護

ウ 衣類の着脱の介護

エ 入浴の介護

オ 身体の清拭、洗髪

カ その他必要な身体の介護

(3) 家事援助

ア 調理

イ 衣類の洗濯、補修

ウ 住居等の掃除、整理整頓

エ 生活必需品の買い物

オ 関係機関との連携

カ その他必要な家事

(4) 通院等介助

(5) 重度訪問介護

入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動の介護並びに生活等に関する相談及び助言並びにその他の生活全般にわたる援助を行う。

(6) 行動援護

行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の利用者等が行動する際に必要な援助を行う。

(7) 生活等に関する相談及び助言

(利用者及び障害児の保護者から受領する費用の額等)

第 8 条 指定居宅介護等を提供した場合の利用者負担額は、厚生労働大臣が定める基準により算定した額の 1 割とする。

ただし、利用者負担額の月額については、法第 29 条第 4 項の定めによるものとする。

- 2 法定代理受領を行わない場合は、厚生労働大臣が定める基準により算定した額の全額を利用者及び障害児の保護者から受領する。
- 3 通常の事業の実施地域越えて行う事業に要する交通費は、公共交通機関等を利用した場合は、その実費を利用者及び障害児の保護者から徴収するものとする。なお、事業者の自動車を使用した場合の交通費は、通常の実施地域をこえた時点から 1 キロにつき 20 円を徴収します。
- 4 第 3 項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者等及び障害児の保護者に対し当該サービス内容及び費用について説明を行い、同意を得るものとする。
- 5 費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者等及び障害児の保護者に対し交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第 9 条 P.P.P.エスコート!の通常の事業の実施地域は、倉敷市内とする。

(緊急時及び事故発生時等における対応方法)

第 10 条 指定居宅介護等の提供を行なっているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに利用者の主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

- 2 主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 指定居宅介護等の提供により事故が発生したときは、直ちに利用者に係る障害福祉サービス事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 4 指定居宅介護等の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

(苦情解決)

- 第 11 条 提供した指定居宅介護等に関する利用者等及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 提供した指定居宅介護等に関し、法第 10 条第 1 項の規定により市町村が、また、法第 48 条第 1 項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告もしくは文書その他の物件の提出もしくは提示の命令、又は、当該職員からの質問もしくは事業所の設備もしくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等又はその家族からの苦情に関して市町村又は都道府県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに市町村又は都道府県知事及び市町村長からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
  - 3 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 83 条に規定する運営適正委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又は斡旋にできる限り協力するものとする。

(秘密保持)

第 12 条 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者等又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者等又はその家族の秘密を

漏らすことがないよう必要な措置を講ずるものとする。

- 3 事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等及びその家族に関する情報を提供  
する際は、あらかじめ文書により利用者等及びその家族の同意を得るものとする。

(人権の擁護及び虐待の早期発見及び防止のための措置)

第13条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の早期発見と対応及び防止等のため、次の措置を  
講ずるものとする。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備・運営
  - (2) 成年後見制度の利用支援
  - (3) 苦情解決体制の整備・運営
  - (4) 虐待の防止を啓発・普及するための職員に対する研修の実施
  - (5) 虐待の事実を発見した際の関係機関への速やかな通報及び関係機関との連携による  
対象者への再発防止に向けた支援の実施
  - (6) その他、利用者の人権の擁護、虐待防止等のために必要な措置並びに自治体が行う調査への  
協力
- 2 職員は、利用者に対し身体的苦痛や人格を辱める等の行為を行ってはならない。

(その他運営に関する重要事項)

第14条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、  
業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1ヵ月以内
  - (2) 継続研修 年1回
- 2 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
  - 3 事業所は、利用者等に対する指定居宅介護等の提供に関する諸記録を整備し、当該指定居宅介  
護等を提供した日から5年間保存するものとする。
  - 4 事業所は、指定居宅介護等の利用について市町村又は相談支援事業を行う連絡調整に、できる  
限り協力するものとする。
  - 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人 P.P.P.と事業所  
の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
  - 6 この規程の改正は、法人理事会の議決により行う。但し、法令等の改正による運営規程の変更  
について適宜理事会に諮ることが困難な場合、語句の訂正及び加筆等の簡易な場合に限り、直近  
の理事会に報告し事後承認を得るものとする。

附 則

- この規程は、平成18年10月 1日から施行する。  
この規程は、平成20年 2月 1日から施行する。  
この規程は、平成20年 4月 1日から施行する。  
この規程は、平成21年 4月 1日から施行する。  
この規程は、平成23年11月 1日から施行する。  
この規程は、平成25年 6月 1日から施行する。  
この規程は、平成25年10月 1日から施行する。  
この規程は、平成25年11月 1日から施行する。  
この規程は、平成27年 5月 1日から施行する。  
この規程は、平成29年11月 1日から施行する。